

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 24 日（金）第3299号の 3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 自動車専用道路の指定 (道路維持課取扱い) 1
○道路の区域の変更 (14件) (道路維持課取扱い) 1
○道路の供用の開始 (14件) (道路維持課取扱い) 2

告 示

鹿児島県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、指定する道路の部分を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 路線名
 穎娃川辺線
- 指定する道路の部分及び期日

指 定 す る 道 路 の 部 分	指定する期日
南九州市知覧町郡字猿山1058番1地先から同市知覧町郡字轟15967番1地先まで	平成29年3月24日

鹿児島県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	今別府牧園線	霧島市溝辺町三縄字中間原1631番53地先から同市溝辺町三縄字脇ヶ迫1459番1地先まで	前	4.8～13.8	693.3
			後	11.9～28.6	693.3

鹿児島県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字正名字田 皆道668番1地先から同町 大字正名字宇佐川608番1 地先まで	前	10.6～19.4	285.8
			後	9.1～27.5	282.0

鹿児島県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市坂之上八丁目8781 番7地先内	前	9.4～10.5	12.8
			後	10.9～17.0	12.8

鹿児島県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市坂之上八丁目8781番7地先内	平成29年 3月24日

鹿児島県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市下福元町字上高尾 9270番3地先から9270番1	前	9.7～10.6	33.8
			後	8.5～11.6	33.8

	地先まで			
--	------	--	--	--

鹿児島県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島川辺線	鹿児島市下福元町字上高尾9270番3地先から9270番1地先まで	平成29年3月24日

鹿児島県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	鹿児島加世田線	鹿児島市上福元町字玉取迫7235番1地先から同市下福元町字白木河内1974番地先まで	前	4.5～23.5	1,206.5
			後	4.5～23.5	1,206.5
			後	15.8～96.0	1,108.6

鹿児島県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島加世田線	鹿児島市上福元町字玉取迫7235番1地先から同市下福元町字白木河内1974番地先まで	平成29年3月24日

鹿児島県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島東市来線	鹿児島市武一丁目30番17地先から40番1地先まで	前	19.5～25.3	82.9
			後	22.2～24.9	82.9

鹿児島県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島東市来線	鹿児島市武一丁目30番17地先から40番1地先まで	平成29年3月24日

鹿児島県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	出水菱刈線	伊佐市大口田代字冷水1237番16地先内	前	6.0～11.0	204.5
			後	4.4～11.6	204.5
			後	13.8～42.7	173.0
	鶴田大口線	伊佐市大口曾木字山神4383番583地先内	前	13.0～18.9	51.2
			後	13.7～25.5	51.2
		伊佐市大口針持字板木尾3162番16地先から3162番20地先まで	前	9.6～17.4	69.0
			後	10.1～27.4	69.0
		伊佐市大口針持字板木尾3162番27地先内	前	9.0～14.7	15.9
			後	8.6～14.7	15.9
	伊佐市大口針持字岩原3159番7地先内	前	7.7～16.0	30.7	
		後	8.7～18.8	30.7	
	伊佐市大口針持字岩原3131番1地先から3131番23地先まで	前	6.0～17.5	171.2	
後		6.5～20.1	171.2		

鹿児島県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部

道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	出水菱刈線	伊佐市大口田代字冷水1237番16地先内	平成29年 3月24日
	鶴田大口線	伊佐市大口曾木字山神4383番583地先内	
		伊佐市大口針持字板木尾3162番16地先から3162番20地先まで	
		伊佐市大口針持字板木尾3162番27地先内	
		伊佐市大口針持字岩原3159番7地先内	
	伊佐市大口針持字岩原3131番1地先から3131番23地先まで		

鹿児島県告示第369号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	坂元伊敷線	鹿児島市下伊敷三丁目722番地先から同市下伊敷一丁目44番地先まで	前	6.6～11.5	342.1
			後	7.0～33.6	333.5

鹿児島県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	坂元伊敷線	鹿児島市下伊敷三丁目722番地先から同市下伊敷一丁目44番地先まで	平成29年 3月24日

鹿児島県告示第371号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	寺山公園線	鹿児島市川上町2917番1地先内	前	6.4~12.4	85.8
			後	10.1~17.0	83.3

鹿児島県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	寺山公園線	鹿児島市川上町2917番1地先内	平成29年3月24日

鹿児島県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字片鹿倉13743番1地先から13761番1地先まで	前	9.0~24.1	297.0
			後	9.7~45.6	297.0

鹿児島県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字片鹿倉13743番1地先から13761番1地先まで	平成29年3月24日

鹿児島県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字佐仁田391番1地先から同市笠利町大字須野字小山田1293番3地先まで	前後	11.4~20.0	47.0
				11.4~25.2	47.0

鹿児島県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字里99番3地先から同市笠利町大字須野字小廣423番2地先まで	平成29年3月24日

鹿児島県告示第377号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭知名線	大島郡和泊町大字後蘭字眞佐屋612番12地先から610番3地先まで	前後	6.9~32.5	81.2
				9.1~34.3	81.2

鹿児島県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	国頭知名線	大島郡和泊町大字後蘭字眞佐屋612番12地先から610	平成29年

	番 3 地 先 まで	3 月 24 日
--	------------	----------

鹿児島県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字田皆字宇須久当2896番1地先から同町大字正名字稚牧694番2地先まで	前	8.5~12.5	220.0
			後	8.0~17.2	220.0

鹿児島県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字田皆字宇須久当2896番1地先から同町大字正名字稚牧694番2地先まで	平成29年 3月24日

鹿児島県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字正名字稚牧694番2地先から同町大字正名字田皆道668番1地先まで	前	7.5~15.3	331.2
			前	11.8~29.6	307.0
			後	11.8~29.6	307.0

鹿児島県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 3 月 24 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	国頭知名線	大島郡知名町大字正名字稚牧694番2地先から同町大字正名字田皆道668番1地先まで	平成29年 3月24日

鹿児島県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	頴娃川辺線	南九州市知覧町郡字猿山1058番1地先から同市知覧町郡字轟15967番1地先まで	平成29年 3月26日
		南九州市知覧町郡字轟15967番1地先から同市知覧町郡字石落迫上15675番1地先まで	

鹿児島県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	仙名伊集院線	日置市東市来町養母字片鹿倉尻13764番2地先から13769番1地先まで	平成29年 3月24日